

京都市告示第 7 1 7号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
醍醐経59号線	伏見区醍醐西大路町137番地地先から	旧	メートル 44.60	メートル 5.25 ~ 5.30
	同町140番地地先まで	新	44.60	6.02 ~ 6.15
醍醐緯31-1号線	伏見区醍醐中山町39番地の14地先から	旧	167.10	5.00 ~ 8.15
	同町22番地の6地先まで	新	159.40	9.00 ~ 19.10
醍醐緯105号線	伏見区醍醐中山町46番地の2地先から	旧	62.70	5.35 ~ 14.01
	同区醍醐西大路町135番地地先まで	新	76.00	9.50 ~ 14.31

(建設局土木管理部道路明示課)